

みんなで春の冒険にいこう！ **デイキャンプつくしんぼ**



対象：新小学1年生～新小学6年生
 日程：4月1日(火)～4月3日(木)（日帰り連続3日間）
 集合：午前9:00 解散：午後5:00 (3日間共通)
 集合解散場所：京都YMCA三条本館
 参加費用：30,000円（税込） 食事：昼3

※参加費用には、交通費・指導料・お弁当代・絞り染めに使用するTシャツ代などが含まれています。

※3月1日までの申込み：27,000円（税込）

※定員（最少催行人数）：24名（14名）

《プログラム予定（諸事情により変更する可能性がございます。）》

- チョコレート工場に出発！（明治なるほどファクトリー）
- 絞り染めに挑戦（高島びれっじ）
- みんな大好きいちご狩り（高野いちご園）



ご旅行条件・キャンセル規定をご確認の上、
左記QRコードよりお申し込みください。

3月1日までの申込みで
絞り染めに使用するTシャツに
キャンプオリジナルロゴを
お付けします☆



※3月2日以降にお申込の方には
ロゴ無しのTシャツをお渡しします。

ご旅行条件

ご注釈のない事項は当法人が行う業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。これは当法人が企画運営する旅行（宿泊のキャンプ）に関する規定です。

■旅行代金に含まれるもの

- ①旅行日程ご指示した運送機関の運賃・料金（普通料）
- ②旅行日程ご指示した宿泊代金及び税・サービス料、食事の代金及び税・サービス料
- ③旅行期間中の傷害保険代
- ④添乗サービス代金
- ⑤団体行動中の心付

*上記旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくとも原価として扱い戻しません。

■旅行代金に含まれないもの

前項のほか旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- ①自由行動中の見学会、食事料、交通費等
- ②クリーニング料、電気料金、追加飲食等個人的性質の消費費用及びそれに伴う税・サービス料
- ③傷害、疾病に関する医療費
- ④ご希望者のみ参加されるオプショナルツアーの旅行代金
- ⑤ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

■お申込み条件

①保険者の同意書が必要です。

②身体の弱いのある方（集団行動に適さない方）、健康を害している方はその旨をお申出ください。団体行動に支障をきたすと当法人が判断する場合は、お申込みをお断りさせていただく場合があります。

■お申込み方法と契約の成立・旅行代金のお支払い

①WEBサイトから申込フォームでご予約の上ご来館にてお申込みの場合、所定の申込書の提出と参加費のお支払いが必要です。当法人が契約の締結を承認し、参加費を受取った時に契約が成立します。

②WEBサイトから申込フォームでご予約をいただき、ご来館での支払いを希望される場合、当法人が予約を承認した日の翌日から起算して7日以内にお返しの旨と申込のお支払いが必要です。振込みの支払いを希望される場合は振込用紙を提出して下さい。期間内に振込がない場合は申込用紙の提出が必須です。期間内に振込がない場合は、当法人はご予約がなかったものとして取扱います。契約は、当法人の承認と参加費の支払いをもって成立するものとします。

■最終日程表

確定した運送・宿泊機関等が記載された最終日程表（確定書面）は旅行開始日の前日までに交付します。なお、期日前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行実内容・旅行代金の変更

①当法人は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行スケジュールによらない運送サービスの提供その他の当法人の現与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。

②著しく経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目ご当日の日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少分を旅行代金に適用します。

なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日翌日から起算して30日以内に返却いたします。

■お客様の返済

お客様は当法人の発券を得て100円の手数料をお支払いいただくことにより契約上の地位を第三者に譲渡することができます。（会員登録は交換できません）

■取消料（お客様による旅行契約の解除）

①お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、解除のご連絡は当法人又はお申込み店の営業時間内にのみお受けいたします。

②当法人の責任とならないローン取扱い上の事由に基づきお取消しなくなる場合も下記取消料をお支払いいただきます。

③お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされるとときは、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。

④次の場合は取扱いいただけません。

（契約内容に下記「旅程保険」の変更保険金の支払いに該当する変更及びその他の重要な変更があったとき、

⑤著しく経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が算定されたとき、

⑥天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となるおそれがあるとき、

⑦当法人の最終日程表を旅行開始日の前日までに交付しなかったとき、

⑧当法人の責任に帰するべき事由により当初の日程により旅行の実施が不可能になったとき、

解約料と取消料

① 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降に解除する場合（ローリングの場合を除く）…旅行代金の20%

② 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に解除する場合（ハーフローリングの場合を除く）…旅行代金の30%

③ 旅行開始日の前日に解除する場合…旅行代金の40%

④ 旅行開始日の場合は、旅行開始日の前日までに解除する場合…旅行代金の50%

⑤ 旅行開始後の場合は、旅行開始日の前日までに解除する場合…旅行代金の100%

*払戻し日程

旅行開始日の解除・解除の翌日から起算して7日以内

旅行開始後の解除・契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

■当法人による旅行契約の解除

次の場合、当法人は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金の不払い、申込み条件の不適合、病気、団体行動への支障、当法人の関与し得ない自由により旅行の実施が不可能なとき等。

■最大催行人員

各旅行に最少催行人数を設定しています。これに満たない場合、旅行を中止することができます。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前で旅行を中止する旨を通知いたします。

■旅館整理等

当法人は安全かつ円滑な旅行の実施の確保を努めます。お客様は団体行動中、当法人係員の指示に従ってください。

■当法人の責任

当法人は、当法人又は配代行者（旅行サービスの手配を当法人に代行って行う者）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。（お客様の賠償限度額は、当法人に故意又は重大な過失がある場合を除きお一人15万円）

■お客様の責任

当法人はお客様の故意又は過失により当法人が損害を受けたときはお客様から損害を賠償を申受けます。

■旅券・精算

当法人は、当法人の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集企画旅行参加中に急激かつ駭な外來の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

■旅行保証

旅行日程ご下書きに記載の変更（火に引ける事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの遅延の上止、当初の断行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置）が行われた場合は、旅行代金に下書き定めた率を乗じた額の変更料金を支払います。但し、サービスの遅延の日時及び順序の変更が対象となります。変更料金の負担者はお一人に対し、一募集企画旅行につき旅行代金の50%を限度とします。又、変更料金の負担が100円未満の場合お支払いしません。当法人はお客様の同意を得て変更料金の支払いを物品・サービスの提供に替えることがあります。

変更料金の支払いが発生となる変更	一件あたり率(%)	
	旅館開始前	旅館開始後
本パンフレット記載した		
① 旅館開始又は終了日の変更	15	30
② 入湯する朝食料又は滞在料 レストランを含みますその他旅行目的地の変更	10	20
③ 滞在期間の増加又は減少量により料金のための変更 施設の設備や条件が変更された場合に該当する場合	10	20
④ 通路開闢の増加又は料金の変更	10	20
⑤ 旅館開拓の空港又は旅行終了した空港の異なる便への変更	10	20
⑥ 宿泊期間の短縮又は料金の変更	10	20
⑦ 宿泊期間の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	10	20
⑧ 前台料金の変更のうちアータイプルームに記載あった事項の変更	25	50

■旅行条件基準日

2005年1月1日現在の運賃・料金を基準とします。

■その他

当法人はいかなる場合でも旅行の再実施いたしません。

このパンフレットは、旅行業法12条の4及び5による説明書面、契約書面の一部になります。

旅行企画・実施

- ・担当者の説明に不明な点は、旅行業務取扱管理者にご質問ください。旅行業務取扱管理者：阿部和博
- ・個人情報保護について 京都YMCAでは、皆さまからいただいた情報を別途規定に基づき厳重に管理いたします。
- ・ホームページでもご案内しております。

公益財団法人 京都YMCA（京都府知事登録旅行業第2-620）

〒604-8083 京都市中京区三条通柳馬場東入中之町2

一般社団法人全国旅行業協会正会員